

## 2014年度予算編成にあたっての重要政策提言

7月の参議院選挙で安倍自公政権は参議院で過半数を獲得し、その結果、衆参両院で過半数の議席を占める勢力になりました。

このような力を背景に、憲法改悪・原発再稼働・消費税増税・社会保障大改悪・TPP交渉など、安倍内閣の暴走が加速しています。

しかし、安倍政権の暴走に反対する声が大きく広がっていることが、先月の報道各社の世論調査にもはっきりとあらわれています。

政府が来年4月に予定している消費税5%から8%への引き上げについては、「予定通り実施すべき」という意見は2割程度、「行うべきでない」「先送りすべきだ」が7割と圧倒的多数を占めています。

また、安倍内閣がアベノミクスで「景気回復」を宣言しても、世論調査では、「景気がよくなっていると実感していない」が8割にのぼっています。国民の所得が増えないなかで、消費税増税に反対が国民多数の声です。

弱い者が重く負担する13.5兆円もの史上空前の大増税で、暮らしも経済も財政も壊れてしまいます。消費増税中止こそ最善の経済対策です。

また、憲法9条の解釈変更による集団的自衛権の容認についても、「反対」が多数、「賛成」が少数と、どの世論調査でも平和憲法を守ることを国民は求めています。

福島第一原発の放射能汚染水が大量に海に流出している事態は、人類が初めて直面する非常事態です。収束制限を撤回し政府の責任で英知を結集して事故対策を最優先に取り組まねばなりません。原発再稼働と輸出の方針も撤回すべきです。

医療、年金、介護、保育など社会保障を壊し、制度改悪と負担増計画に大きな怒りの声も広がっています。

7月、参議院選挙と同時に行われた県知事選挙でも、市民団体や個人とともにわが党も支援した、憲法が輝く兵庫県政をつくる会の田中耕太郎氏は、井戸知事の対立候補として62万7874票を得票しました。井戸兵庫県政に対する県民からの批判の声として真摯に耳を傾けることを求められています。

いま、安倍政権のもとで、国民の暮らしと平和を脅かす、かつてない悪政の暴走が加速

しているとき、兵庫県が、国の悪政から県民の命と暮らしを守り、防波堤となって、県民の福祉の向上に努める地方自治体の役割が、強く求められています。

しかし、井戸知事は、多くの県民が反対している消費税増税を一貫して国に求め、社会保障の大改悪を「財政構造改革の一步」と評価し、大飯原発の再稼働容認で原発ありきのベストミックスを推奨、兵庫県農業等に大打撃となる TPP にも、貿易の自由化は世界の流れと容認するなど、国の悪政の暴走に手をかしています。

いま、グローバル化と構造改革の推進によって、中小企業の経営は厳しさを増し、住民の暮らしはさらに苦しくなり、地域経済は疲弊し、地方財政もいっそう深刻になる危機が進行しています。深刻な行き詰まりをどう打開するかが鋭く問われているなか、兵庫県は、大型開発・公共事業によってつくられた巨額の負債による財政難を口実に、「行財政構造改革」を推進し、県民の暮らしの予算と、県職員の人員と給与の大幅削減の遂行で、県民の暮らしと地域経済を疲弊させています。

「第二次行革プラン」3年目の見直しにあたり、いま必要なことは、消費税増税や社会保障大改悪、原発再稼働、TPP 等、国の悪政の暴走を許さず歯止めとなり、県民の暮らしを守る防波堤となる県政に切り替えることです。

そして、これまでの大企業・ゼネコン優先、県民の暮らし犠牲の「行革」県政を根本的に見直し、県民の暮らしや中小企業、農林水産業を応援して、内需主導型と地域循環型経済対策を中心にした県政に転換し、持続可能な地域をつくる兵庫県政に転換することです。

憲法と地方自治を大切にしたい県政こそ、深刻な行き詰まりを打開し、県民とともに明るい持続可能な兵庫県政をつくる道です。

以上、2014年度兵庫県予算編成にあたり、これまでの兵庫県政から思い切った抜本的転換を図ることを強く求め、211項目の重要政策提言を行います。

## 第1. 「第二次行革プラン」をやめ、住民の福祉増進の県政に転換を

いま国では、経済対策と称してアベノミクスが進められ、消費税増税と一体に医療、介護、年金、保育という社会保障の全面的な改悪へ突き進もうとしている。この暴走から県民の生活を守る政治が求められている。

1. 「第二次行革プラン」3年目の点検にあたっては、あらたな負担増や県民サービスや人員の削減でなく、住民の福祉増進の自治体本来の役割を果たすこと。
2. 2014年4月からの消費税増税が強行実施されるかどうかが焦眉の政治課題となっている。しかし「第二次行革プラン」では消費税増税を前提とし、地方消費税の増、税収増を見込んでいるが、消費税増税による消費の更なる冷え込みが税収に与える影響は全く考慮されていない。暮らしと営業に打撃を与え、低所得者ほど負担が重くなる消費税は最悪の不公平税制である。県民の生活を守る立場から消費税増税の撤回、「自立」の名による社会保障改悪をしないように国に対して強く求めること。
3. 「県行革プラン」による、重度障害者、乳幼児、こどもの福祉医療費助成の対象者を大幅に狭める所得制限をなくし、拡充の方向に転換すること。
4. 国家公務員の給与カットに準じた県職員の給与カットを回復すること。県民の暮らし、安全・安心に直結する部署、部門、地方機関・地域事務所の削減でなく拡充をおこなうこと。指定管理者や民間委託などをすすめないこと。
5. 法内施設に移行できない小規模作業所への県独自の支援は、引き続き行うこと。
6. 在宅重度心身障害者（児）介護手当制度を改悪前に戻すこと。
7. 私学助成の削減をやめ、授業料軽減についても低所得者世帯に絞ったものでなく、対象者すべてを軽減する内容に改めること。

## 第２．県民の所得を増やして、内需主導の経済政策を

安倍内閣の経済政策では大企業や一部の富裕層は潤っても中小企業や大多数の国民は物価上昇や社会保障の改悪などの負担増で、ますます苦難を強いられている。

デフレ不況を克服し、日本経済の景気回復、財政再建を図るためには、労働者の賃金を引き上げ、雇用の安定を保障するなど、国民の所得を増やし、内需主導による経済政策への転換が不可欠である。

### (雇用対策について)

1. 若者を違法な労働条件で働かせ、使い捨てにする、いわゆる「ブラック企業」について、労働局とも連携し、県として実態把握を行い、企業の違法行為を根絶させるために取り組むこと。憲法や労働法で保障された権利や雇用者の義務を知らせる広報、啓発活動を強化すること。
2. 労働者の解雇が自由になる「限定社員制度」、残業代ゼロを狙うなどの労働法制の改悪に反対し、不当解雇、大リストラなどが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に働きかけるとともに、県においても企業に働きかけること。
3. 労働者派遣法を専門業種の撤廃などで労働者派遣を拡大する方向でなく、製造業への派遣禁止など労働者派遣法の抜本改正や、有期雇用を規制強化し、非正規雇用を期限の定めのない正社員化にするよう国に働きかけること。
4. 長時間・過密労働、「サービス残業」をなくして雇用をふやすよう企業に働きかけること。
5. 新規卒業者の就職難、非正規。不安定雇用の増大など、県下の若者の雇用情勢は、深刻な実態にある。これを打開するために、労働局をはじめ、あらゆる関係機関との連携を強め、若者の就労支援対策を抜本的に強化すること。
6. 地元中小企業の人材確保を支援し、若者の安定した雇用を促進するために、地元中小

企業にたいし、賃金（初任給）を引き上げる助成制度、新規の正規雇用に対する税の優遇、福利厚生面での支援策など、具体的な支援策を実施すること。

7. 最低賃金を時間額1000円に引き上げ、全国一律の制度とするよう国に求めること。  
また、最賃引き上げを、日本経済全体を底上げする経済対策の一環として位置づけ、最低賃金引き上げのための中小企業支援を抜本的に拡充を国に求めるとともに、県として独自の支援策を講じること。
8. 離職者などの職業能力開発事業は、民間教育訓練機関まかせにせず、県が責任をもって行い、正規雇用につながる実効あるものにすること。
9. 出産・育児、その他の理由で離職した女性の雇用・就労支援を強化すること。
10. 公契約条例を制定し、県発注の事業で末端の下請け労働者まで、低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障すること。

## （中小企業対策について）

1. 雇用の約8割を占める中小企業は地域経済の大黒柱である。中小企業振興条例を制定し、中小企業予算を大幅に引き上げ、地場産業や地域産業の支援を強化すること。
2. 県の官公需発注にあたっては、分離分割発注をさらにすすめ、県内中小企業への発注を増やすこと。
3. 経済活性化の起爆剤といわれる住宅リフォーム助成制度は、全国で533自治体が実地している。県議会でも同主旨の請願が採択されており、兵庫県でも住宅リフォーム助成制度を創設すること。
4. 三菱造船神戸造船所の民間造船の撤退や、川崎重工業（株）船舶海洋カンパニーの下請け業者や外注業者への単価引き下げや、社外工のリストラを計画、さらには、製鋼所の溶鉱炉廃止による下請け業者や労働者へのしわ寄せなど、県下の大企業による、一方

的な下請け切り・リストラをやめさせるために、県として強く働きかけること。県活性化センターの相談窓口の事業内容を実効あるものに改善すること。

5. 大型店の出退店が商店街や地域経済を疲弊させている。大型店の進出を規制強化するとともに、大型店の無責任な撤退を野放しにするのではなく、地域経済と住民生活に対して地域貢献の責任を果たすよう求めること。

6. 原発から撤退し、再生可能エネルギーへの転換をすすめるため、地産地消のエネルギー対策を地域住民と地域の中小企業や、農林水産業などが連携して地域振興として推進できるよう県として支援すること。

7. 大企業のための誘致・立地補助金や、三宮のオフィスへの減税などでなく、地域経済をささえる中小企業のための施策を充実すること

8. 住民参加で、地域の食材や地域資源など地域振興とあわせた観光対策を強化すること。

### 第3．憲法改定を許さず、憲法を生かした政治を

憲法改定を目指す勢力が国会で多数を占め、明文改憲の動きが急速にたかまっている。一方で、これまでの憲法解釈を変えて、集団的自衛権の行使を認める解釈改憲の策動も強まっている。その一番のねらいは、憲法9条を変えて、戦争ができる日本にすることにある。今、日本国憲法を守るのか変えるのか、歴史的な大きな分岐点にある。憲法を守り生かす政治こそ、日本の明るい未来をつくる道である。

#### 1．憲法を守るために

- ① 兵庫県は、憲法の平和・人権・民主主義の原則を遵守し、9条の平和主義憲法を守り、国に対して憲法を守るよう働きかけること。
- ② 憲法を変えるための発議の条件を、衆参両院の国会議員3分の2以上から2分の1に変え、憲法を変えるためのハードルを低くしようとする憲法96条の改定に反対し、国に対して働きかけること
- ③ 日米安保条約を廃棄し、日米友好平和条約に変えるよう国に働きかけること。
- ④ 侵略戦争と植民地支配の歴史を直視し、「従軍慰安婦」問題、強制連行・労働問題、中国残留日本人問題、シベリア抑留者、治安維持法犠牲者、原爆・大空襲などの民間被災者問題など、未解決の戦後補償問題について、国の責任を明確にするよう働きかけ、被害者の立場に立った解決に向けて尽力するとともに、県内の被害者に必要な支援をおこなうこと。
- ⑤ 日本国憲法の前文も含む全条項を厳格に守り、憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政の各分野に生かすことを国に求めるとともに、県も憲法を県政の根幹にした県政を推進すること。
- ⑥ 唯一の被爆国として核兵器廃絶を世界に発信することが求められている。今年5月国連で南アフリカの大使が提案した「いかなる状況のもとでも核兵器は使ってはならない」とする共同声明に80か国が賛成しているが、日本政府は反対した。核兵器の使用を認める政府の立場は絶対に認められない。県として政府に抗議すること。

また、県として「非核平和兵庫県宣言」を行うとともに、県管理のすべての港湾に非核「神戸方式」を導入すること。県の被爆者支援を充実すること。

- ⑦ 日米同盟強化のもとで、オスプレイが沖縄に強行配備され、危険な飛行訓練が繰り返

されている。関西広域連合は、沖縄県に米軍基地が過度に集中しており、その負担軽減に向けた具体策を早急に検討し提案するよう、7月25日政府に申し入れた。

その後、10月に滋賀県・饗庭野演習場でおこなわれる日米共同訓練に、オスプレイの参加が調整されているが、沖縄の負担を全国で分担することは、沖縄の基地問題の解決にならず、いっそうの米軍基地強化につながるものである。

オスプレイの配備と訓練をはじめ、米軍ジェット機の低空飛行訓練も含めて中止するよう国に求めるとともに、米軍基地を沖縄と日本から撤去することを国に求めること。

2. 国はいま、国と地方のあり方を見直し、憲法改定と一体に道州制導入をすすめている。

都道府県を廃止する道州制は、地方自治を壊し、住民の命と安全を守る国と地方の役割を放棄し、財界・大企業にさらなる利益をもたらす「究極の構造改革」である。

- ① 地方自治を壊す道州制導入に反対し、住民の福祉の増進を図る地方自治体の本来の役割を果たすために、地方財源をしっかりと保障するよう国に求めること。
- ② 平成の合併によって、地方切り捨て政治がいっそう加速し、地方自治が大きく後退した。平成の大合併に対する多面的、総合的な検証を住民の目線から実施すること。

3. 「地方分権改革」と関西広域連合

関西広域連合は、国の出先機関を廃止し、丸ごと移管を強く求め、その「受け皿」となることをすすめているが、国民のいのちや財産、地域経済、安全安心、雇用など憲法で掲げた国民の権利を保障する国の責任を後退させる危険がある。

また、関西広域連合は、「丸ごと移管」後の公務員削減をねらっており、周辺の地域と自治体のさらなる疲弊につながるものである。

関西経済界が提言している「インフラの運営の民間会社まかせ」につながり、関西圏全体の大規模開発やムダな事業で新たな財政難を招く危険がある。市町の多くからは、「災害時の対応が大丈夫か」という不安の声もだされている。

関西広域連合の国の出先機関「丸ごと移管」の受け皿づくりをやめて、国出先機関の原則廃止・「丸ごと移管」に反対すること。

4. 市町への権限移譲について、県が責任をもつべきものを押し付けることはやめること

## 第４．原発からの撤退、再生可能エネルギーの本格的導入を

福島第一原発事故発生から２年半経過した今日尚、収束はおろか放射能の放出が続き、海への汚染水漏れが深刻な事態になり、１５万人以上が避難生活を余儀なくされている。しかも、未だ原子炉の中は調査すらできず、真の原因究明に至っていない現状の下で、安倍首相のトップセールスで原発の輸出をすすめ、抜け穴だらけの新規制基準により、原発再稼働がすすめられようとしている。これに対し、国民・県民の多数が反対し、原発の輸出反対、原発ゼロ、再生可能エネルギーへの転換を求めている。県は県民の声に応え、原発依存姿勢を転換し、再生可能エネルギー導入促進に、全力で取り組むことが求められている。

- １．政府にたいし、福島第一原発事故の「収束宣言」を撤回し、汚染水問題を非常事態と位置づけて、政府が対策に全責任を負う立場に立ち、東京電力にあらゆる手立てを講じさせること。また資料を全面公開させ、専門的な英知を結集して対策を行いことを政府に強く求めること。
- ２．兵庫県として、「原発ゼロの日本」をめざす立場を表明し、政府に働きかけること。同時に、県内の原子力発電所設備の製造メーカーに対し、製造の中止をするよう働きかけること。
- ３．関西電力は、１３年９月中に定期検査のため停止する大飯原発３・４号機と、高浜原発３・４号機の再稼働を申請しているが、再稼働計画を直ちに中止するよう政府と関西電力に申し入れること。また、他の定期点検等により停止中の他の原発についても、再稼働させないように申し入れること。
- ４．高速増殖炉「もんじゅ」を廃炉にし、プルトニウムを燃料とするプルサーマルを中止し、プルトニウム循環方式から撤退するよう政府・関西電力に申し入れること。
- ５．兵庫県のエネルギー対策課は、節電対策のみでなく、を設け、人的体制も確保し、再生可能エネルギーの導入促進を図る総合的なエネルギー政策を確立し、県・市町・県民・

民間の取り組み全体を把握し、推進すること。

6. 水力・風力・太陽光・地熱・バイオなど再生可能エネルギーの本格的導入に県が率先して取り組むこと。

- ① 家庭用太陽光発電設備・設置を飛躍的に促進するために、1 kWあたり 2 万円の県補助金を復活し、予算も大幅に増額し実施すること。
- ② 県下で小水力発電を推進するため、先導的に、県営ダム・県管理河川などを活用し、小水力発電設備を整備すること。
- ③ 県下の市町が実施する再生可能エネルギー導入に対する助成制度をつくり、実施すること。

## 第5．災害や事故から県民の命と暮らしを守る兵庫県に

近年、東日本大震災だけでなく、台風や豪雨、土砂災害など大規模な災害が毎年のように頻発している。福島原発事故の放射能汚染はさらに拡大するなど深刻さを増している。災害や事故から命と暮らしを守る政治が強く求められている。

### 〈災害に強い兵庫県へ〉

#### 1．災害への備えの強化について

- ① 南海トラフなど巨大地震災害などに備え、県防災計画を抜本的に見直し、防潮堤や阪神南の広域防災拠点など必要な防災施設の整備と安全点検など防災対策をすすめるとともに、県民の避難体制の整備など、安全対策をすすめること。
- ② 県立こども病院のポーアイ移転については、津波被害等で、災害拠点病院としての機能が果たせない危険があり、中止すること。
- ③ 昨年発生した淡路地震で、県立淡路病院にも防護擁壁や駐車場などにひび割れなどの被害が及んでいる。浸水防止壁が災害から守る役割が果たせるのかなど、災害対応を検証し抜本的に見直すこと。
- ④ この間実施されて市町合併や県行革による土木事務所や健康福祉事務所の廃止や人員削減が、災害のとき、実態把握や支援対策などが迅速にできないなど、住民の命と安全を守るうえで、地方自治体の役割と責任が大きく後退している。防災体制を確立するために、「行革」を見直し、マンパワーの充実を図ること。
- ⑤ 耐震化補助の予算を増額し、民間住宅の耐震診断を無料にし、住宅耐震化を抜本的に促進すること。とくに遅れている昭和57年以前の旧基準の耐震化を抜本的に強化すること
- ⑥ 県立学校・小中学校・特別支援学校や、遅れている保育所等の社会福祉施設の耐震化を早急に100%にすること。
- ⑦ 急傾斜地対策や土石流危険地域の対策をすすめること。
- ⑧ 山林に放置された風倒木が豪雨・台風被害を拡大したことから、再発防止対策をすすめること。

#### 2．淡路地震の被害で、見舞金以外の公的支援金はなかった。県独自の被災者への公的支

援を、少なくとも2004年に実施した水準まで復活し、淡路の被災者に適用すること。

「被災者生活再建支援法」や「災害救助法」について、適用戸数の柔軟化や一部損壊も対象にするなどの支援金増額も含めた改正を国に求めること。また、被災した店舗・工場も支援対象にするよう国に求めるとともに、県としても支援制度をつくること。

3. 福井県の大飯原発や高浜原発が原発事故を起こせば、放射能汚染は兵庫県全域に及び、但馬、丹波、神戸、阪神地区など25市町で安定ヨウ素剤の服用が必要なレベルを超え、放射性物質拡散シミュレーションが発表された。

また、琵琶湖が放射能で汚染されれば、近畿一円の住民生活と企業活動、社会全体に多大な影響を及ぼす。

避難者受け入れなど、原発事故から県民の命と安全を守る対策を早急に策定し公表すること。また、原発を稼働させないことが、安心・安全の最大の保障であることから、原発再稼働にきっぱりと反対すること。

4. 住民の命と安全を守る消防体制が全国からみても最低水準にまで後退している。消防本部を減らす「消防の広域化」をやめ、計画を市町におしつけないこと。国が示した「消防力の基準」に満たない消防力の強化こそ重要であり、消防職員の増員や、消防水利の整備などを国に求めるとともに、県としても支援すること。

5. 阪神淡路大震災被災者のUR借り上げ復興公営住宅について、入居者の追い出しを中止し、希望者全員が安心して住み続けられるようにすること。

6. 災害援護資金貸付金の返済について、東日本大震災と同様の徴収猶予を、阪神淡路大震災被災者にも適用するよう国に強く要望すること。

7. 昨年の網干日触爆発事故を通して、石油コンビナート防災会議が開催され、防災訓練の実施など防災対策がすすめられている。臨海コンビナートと住宅密集地が隣接しており、大規模災害が発生したときの安全対策は、事業所まかせのあり方を改めるとともに、県単位の防災計画だけでなく、臨海部一体の防災計画について国が責任を持ち、国と地方の関係行政機関と事業所が連携してすすめる体制の構築を国に求めること。

## (東日本大震災被災者支援は生活再建を柱に)

1. 被災者の暮らしの復興は程遠く、今も困難な状況がつづいている。復興予算の横流しを許さず、被災者支援に誠実な取り組み、被災者の生活と生業の再建を中心にした支援策を拡充するよう国に働きかけること。
2. 被災地の医療費免除のうちきりをやめ、国の責任で免除するや被災中小企業グループへの支援の継続すること。
3. 被災ローン減免をもっと有効活用できるように、周知や金融機関への対策を行うこと。
4. 兵庫県内に避難している東日本大震災被災者にたいする、生活面での支援、仮設住宅扱いによる民間賃貸住宅での家賃負担などを行うこと。

## 第6．TPP交渉から即刻撤退することを国につよく求めること

環太平洋連携協定（TPP）交渉に日本が正式に参加したが、安倍首相の約束した「守るべきものは守る」ということが全く実現されていない交渉実態が次々と浮き彫りになっている。アメリカとの事前協議では、米、乳製品など重要農作物の関税について何一つ維持できず、すでに牛肉・自動車・保険の3分野で要求を丸のみしている。

また、交渉内容を非公開とし、他の交渉国で公開されている資料まで秘密にしている日本政府の姿勢は異常と言わざるを得ない。

- 1．知事は、「グローバル経済は当然」として TPP に賛成の立場だが、兵庫県への影響は計り知れないものがある。政府に交渉資料の公開を求めること。
- 2．兵庫の食と農に壊滅的な被害をあたえ、「成長戦略」どころか、兵庫県経済と雇用、内需に大きな打撃をあたえる TPP 交渉に反対すること。
- 3．TPPは、食と農だけでなく、あらゆる分野が交渉対象となっており、非関税障壁撤廃を名目にアメリカ型ルールが押し付けられ、国のかたちを変える内容となっている。特に、食の安全の問題、国民皆保険制度、薬価を高止まりさせる危険性が指摘されており、このような TPP 交渉に反対し、交渉から直ちに撤退することを国に求めること。
- 4．県民が生きていく土台を崩す TPP に反対し、それを前提にしたひょうご農林水産ビジョンを見直すこと。

## 第7．福祉・医療の充実で、県民の命を守る県政に

「社会保障と税の一体改革」をおしすすめる政府は、社会保障制度改革国民会議の最終報告書を取りまとめた。

その内容は、介護保険で要支援者を保険の対象からはずし、利用料引き上げの方向を示し、医療では70～74歳の窓口負担倍増の早期実施など受診抑制で医療費の削減を。年金では、支給額の削減と年金控除額の引き下げによる課税強化、支給開始年齢の引き上げを、また、保育の公的責任をなげすてる「新システム」を推進し、いっそう消費税増税の必要性を強調するなど、戦後作り上げられてきた社会保障制度をおおもとから解体させる重大な問題である。

県は、「第2次行革プラン」3年目の総点検を行っているが、医療・福祉など県民サービスを削減するのではなく充実することが、県民のいのちと暮らしを守る県政実現のために求められている。

### 1．国民健康保険・後期高齢者医療制度について

- ① 国民健康保険の財政運営を都道府県に担わせる国保の広域化は、権限と責任を都道府県に集中させることで、市町が行っている一般会計からの法定外の繰り入れをやめさせ、市町が独自に行ってきた減免制度の廃止など、保険料のさらなる引き上げにつながる。国保の都道府県への広域化は、国に中止を求めること。
- ② 国民健康保険料が高くて払えない世帯が県下で2割にのぼっている。国民健康保険への県補助を大幅に増やし、保険料を引き下げること。
- ③ 滞納を理由にした保険証の取り上げや財産差し押さえが、悪質滞納者だけでなく支払い能力のない低所得者にも及んでいる。医療を受ける権利を侵すことをやめ、資格証明書や短期保険証の発行や財産差し押さえはしないよう、市町・後期高齢者医療広域連合に求めること。また、窓口留め置きによる事実上の保険証未交付はただちに解消すること。
- ④ 現在1割に据え置かれている70～74歳の患者負担を2割に引き上げることは、受診抑制にもつながり中止を国に求めること。
- ⑤ 後期高齢者医療制度をただちに廃止することを国に求めること。

## 2. 生活保護について

- ① 生活保護基準の引き下げは、生活保護世帯をいっそう困窮においやるばかりでなく、就学援助制度や最低賃金制、課税最低限、国保や国民年金、介護保険などの保険料の減免制度、生活福祉資金貸付制度、最低保障年金、福祉施設の措置費など福祉の制度広範に影響を及ぼし、福祉制度の大きな後退につながるもので、基準を元に戻すことを国に求めること。
- ② 国が再提出しようとしている生活保護法改悪案と生活困窮者自立支援法案の2法案に反対し、有期化、医療費の自己負担、親族に扶養を義務付けるなどの生活保護制度の改悪をしないよう国に求めること。
- ③ 民法上の「扶養義務者」による扶養を要件にしたり、申請さえ受け付けないなどの「水際作戦」を行わないよう市町に徹底すること。ソーシャルワーカーを増やし、きめこまやかな体制となるよう支援を強化すること。

## 3. 医療体制について

- ① 県立こども病院のポートアイランド2期の神戸市立医療センター中央市民病院の隣接地への移転計画は、防災面、救急時のアクセス、また変異株を含むウイルスを扱うバイオ企業群によるバイオハザードの危険性、周産期医療の集約化など、多くの問題をはらんでいる。移転事業を中止し、安全な場所で建替えを行い、周産期医療の充実に寄与する計画に作り直すこと。
- ② 県立淡路医療センターの新築・移転に伴う看護師不足を早急に改善し、医療体制の充実を図ること。また、災害拠点病院としての機能が果たせるようさらなる対策をとること。
- ③ 救急医療二次輪番病院への補助制度を創設するとともに、県の責任で三次救急の機能確立を図ること。
- ④ 地域医療を崩壊させる国の「医療構造改革」に基づいた、医療適正化計画、保健医療計画、地域ケア体制整備構想、健康増進計画は根本的に見直し、特に療養病床削減計画は中止すること。
- ⑤ 塚口病院の跡地は、有床の医療機関の誘致等、最後まで住民の意見を尊重すること。
- ⑥ 県立病院の独立行政法人化は行わないこと。
- ⑦ 県立病院の一般外来看護師や事務職、技能事務職の削減をやめること。

- ⑧ 地元の強い要望から市に移譲・存続が決まった県立柏原看護専門学校は、引き続き県下の看護師養成を担う重要な役割をもつことから、県として財政支援を続けることで責任を持つこと。

#### 4. 障害者施策について

- ① 障害を自己責任とみなし、「応益負担」を課す障害者自立支援法は、名称だけを変更した障害者総合支援法に変わった。訴訟団と国との「基本合意」に立ち返り、「骨格提言」にそった「障害者総合福祉法」へ改善されるよう国に求めること。
- ② 腎機能障害者に対する兵庫県独自の認定基準を設けて、すべての透析患者が障害等級1級に認定されるようにすること。
- ③ 重度障害者医療費助成事業の対象となる精神障害者を、精神障害者保健福祉手帳2級まで拡充すること。
- ④ 移動支援などのサービスを実際には提供できない事業所が多く生じていることから、地域生活支援事業に対する県の財政支援を強め、事業所が確実にサービスを実施できるよう支援すること。
- ⑤ 介護保険と同様に、障害者福祉サービスを提供する事業所に対する苦情を受け付ける窓口をつくること。

#### 5. 介護保険について

- ① 「要支援1・2」を介護保険制度の対象から外し、ボランティア事業などにゆだねるなど市町へ押し付けることは、国の責任放棄であり、必要とするサービスが受けられなくなり、介護度を重度化させることにもつながる危険があり、国に中止を求めること。
- ② 一定の所得がある利用者の利用料を1割から2割へ引き上げることが検討されているが、高い保険料がはらえなく必要な介護が受けられない事態を深刻にするばかりであり、国に中止を求めること。
- ③ 特養ホーム入所者のうち要介護1・2の「軽度の要介護者」の利用料の引き上げの中止を国に求めること。
- ④ 保険料軽減のために財政安定化基金を取り崩すことを国に求めるとともに、県独自の保険料・利用料の減免制度を創設すること。
- ⑤ 介護・福祉労働者の処遇改善のための財政補助制度を復活、拡充すること。

- ⑥ 施設から在宅介護への移行を名目に2025年までの特別養護老人ホームの増床数を減らす県の方針を撤回し、市町ごとの実態に見合った新增設を行い、待機者（県下で25,100人）を早急に解消すること。そのために整備費補助単価を引き上げること。
- ⑦ 生活援助の時間区分見直しにより、利用者の生活に深刻な影響が出ている。国の通知に基づき従来どおりの時間提供が可能であることを事業所に徹底するとともに、介護報酬を元に戻すよう国に求めること。

## 6. こども・子育て支援について

- ① 子育て世代の経済的負担の軽減のため、こどもの医療費を、義務教育を終えるまで、通院も入院も、所得制限を撤廃して完全無料化すること。
- ② 周産期医療、小児救急医療を充実するため、産科医・小児科医確保の対策を強めるとともに、不足しているNICUなどの整備をさらにすすめること。
- ③ 妊婦健診は全額公費負担となるよう、県の補助を増やすこと。出産費用を補助する制度を創設すること。
- ④ 保育料の第三子軽減制度は、所得制限を撤廃すること。また、保育料減免制度を充実すること。
- ⑤ 保育を営利企業にゆだね公的保育を後退させる「こども・子育て関連法」にもとづく「新制度」の撤回を国に求め、公的保育を維持すること。「保育施設の設備及び運営に関する基準」に関する条例に、保育士配置基準の上乗せ、看護師の配置、乳児室の面積基準、こども家庭センター等との連携障害児への対応について条例に盛り込むよう改善を図ること。保育所待機児童を解消するためには、認定こども園ではなく認可保育所を基本に増設するとともに、保育士の処遇改善への支援など条件整備を進めること。
- ⑥ 学童保育（放課後児童健全育成事業）について、待機児童や大規模化解消のため増設をすすめること。小学校高学年や障害児の受け入れ、施設の充実、父母の負担軽減などの取り組みをすすめること。
- ⑦ 新婚世帯、子育て世代、母子・父子家庭に対する民間住宅家賃補助制度を創設するとともに、県営住宅の入居優先枠を大幅に増やすこと。
- ⑧ 子宮頸ガンワクチン、Hibワクチン、肺炎球菌ワクチンに対しての支援強化と、ワクチンの安全性の確保、向上を国に求めること。風疹ワクチンへの補助を求めること。

7. 過去最多となった児童虐待について、こども家庭センターの専門職員の増員を行い、市町との連携をより強化し、児童虐待を防止する対策をすすめること。
8. DV対策は、専門職員を増やし、被害者自立のための住宅や仕事確保など支援体制を強化すること。また、民間シェルターへの助成を拡充すること。
9. 振り込め詐欺や送り付け商法、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどを使った悪徳商法など消費者被害が後を絶たない。消費者生活相談員など消費生活センターの職員は、安定した正規雇用とし、消費者行政を市町とともに拡充すること。
10. 年金制度の拡充について国に強く要望すること。
- ① 物価スライドによる年金支給額の切り下げは中止をすること。
  - ② 25年の受給条件を10年に短縮することは、消費税増税と引き換えにしないこと。  
また、年金財源を消費税に求めないこと。
  - ③ 年金控除額の引き下げによる課税強化は行わないこと。
  - ④ 最低保障年金制度を導入し、低年金・無年金者をなくすこと。

## 第 8．農林水産業を基幹産業として再生し、食料自給率を向上させ、食の安全を守る県政へ

21 世紀の世界は、「食料は金さえ出せばいつでも輸入できる」時代ではなくなっている。

完全自由化で日本の農林水産業を壊滅の危機に陥れる TPP は、食料自給率を低下させ、独立国としての存立の基盤を失わせるものであり、撤退しかない。日本有数の農業県として、TPP 撤退を求める立場を明確にし、基幹産業としての農林水産業の本格的な再生と食料自給率の向上、食の安全を守る県政への根本的転換を求めるものである。

1. 国にたいし、農林水産業に壊滅的な打撃を与える TPP（環太平洋連携協定）撤退を強く求めること。FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）締結や、ミニマムアクセス米の義務的輸入、WTO 農業交渉など、輸入自由化・拡大路線をやめ、食料自給率を早期に 50% 台に引き上げるよう求めること。
2. 国の「成長戦略」による農業・農村の「所得倍増」計画は、コメの生産コスト引き下げや大手流通加工企業の主導する 6 次産業化など、農業を株式会社の参入で大企業のビジネスチャンスにするもので、農家の所得を増やすものではない。国に撤回を求めること。
3. コメの生産について、少なくとも 60 キロ・1 万 8 千円の価格保障を中心に、農地面積などを対象にした各種の所得補償を組み合わせることで生産コストをカバーできる施策に切り替えるよう国に求めること。県としてコメなど農産物の価格安定対策にとりくむこと。
4. 兵庫県の状況をふまえ、中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求めるとともに、県として中山間地など条件不利地への支援を充実すること。
5. 集落営農や大規模農家に対する施設・機械導入などへの助成・低利融資など支援の充実とともに、家族営農を含む中小零細農家が農業を続けられるように抜本的に支援を充実するなど、担い手対策を行うこと。新規就農者への助成・支援を拡充すること。

## 6. 食の安全を守るために

- ① BSE 全頭検査を復活・継続すること。
- ② 仮に TPP 参加による非関税障壁撤廃が求められた場合にも、食の安全を守る立場から、産地表示、遺伝子組み換え表示、農薬回数等の表示、トレーサビリティなどが継続されるよう求めるとともに、「ひょうご安心ブランド」など独自の認証も継続すること。
- ③ 食品の産地偽装や賞味期限の改ざんなどを防ぎ食の安全を守るため、健康福祉事務所など検査体制の強化をおこなうこと。
- ④ 放射能で汚染された農産物・畜産物・水産物が流通することのないよう、国に対し、抜本的できめこまかな調査の徹底とともに、県としてもきめこまかい検査を継続しておこなえるよう検査体制を引き続き強化すること。生産者に対する迅速な補償を国と東京電力の責任で行うよう引き続き求めること。

## 7. 都市近郊農業の宅地並み課税をやめ、生産緑地の要件を緩和するよう国に求めるとともに、県として農業を都市づくりに位置付け、生産緑地指定拡大、直売所や体験農園などの取り組みへの支援充実に取り組むこと。

## 8. 鳥獣被害対策について、防護柵などの設置・更新への補助増額や駆除に参加する猟友会員への支援など、被害防除や駆除対策を引き続き強めること。被害を食い止めるとともに生息できる生態系を取り戻す研究と対策を強めること。

## 9. 小中学校の給食への県産農畜水産物などの供給や、中学校給食の実施を県主導で推進し、農政環境部・産業労働部・教育委員会などが連携し、販路拡大と食育に寄与する地産地消を抜本的にすすめること。 米飯給食実施への補助制度を復活すること。

## 10. 口蹄疫や鳥インフルエンザなど、家畜の伝染病対策について、防疫・治療研究とともに、発生し長期化した場合の対応と費用負担、保険制度創設を含む営農保障、埋設場所、焼却対策の整備など対策を抜本的に強めること。

## 11. 木材の生産、水源の涵養、国土保全、生物多様性など森林の多面的な機能と林業の振興のために

- ① 林業労働者の計画的な育成と待遇改善をはかるため、「緑の雇用事業」の拡充と事業体への支援を国に求めるとともに、県としても行い、系統的な林業労働者の育成にとりくむこと。
- ② 県産材需要拡大のため、公共事業での県産材使用を拡大すること。県産材活用の住宅リフォーム助成制度を実施すること。
- ③ 自然環境に悪影響をあたえる広域基幹林道優先でなく、「作業道」の設置を計画的にすすめること。
- ④ 間伐材等によるバイオ燃料など、森林資源を活用した自然エネルギーの供給を促進する支援をおこなうこと。
- ⑤ 国の間伐補助の面積要件（5ha以上）を従前の0.1haにもどして事業ごとの補助とするよう国に求めること。

1 2. 経費に見合う水産物価格の実現のために、価格保障、所得補償をはかるよう国に求めるとともに、共済制度の拡充や、水産資源保全のための休漁補償など、漁業経営の安定対策に県としてとりくむこと。漁業への新規就業者支援を行うこと。

1 3. 瀬戸内海での藻場・干潟の再生や、栄養塩供給などの対策に環境保全と両立させながらとりくむこと。

1 4. 燃油高騰に対する支援を行うこと。

- ① 軽油引取税の免税措置・農林漁業用輸入A重油にかかる免税措置・農林漁業用国産A重油にかかる還付措置の恒久化を国に求めること。
- ② 「漁業経営セーフティネット構築事業」における燃油費の補填発動の基準を引き下げるよう国に求めること。
- ③ 県として値上がりに対する補てんなど独自の支援を行うこと。

1 5. 試験研究機関を、「行革」対象にすることなく、充実すること。

## 第9．大型公共事業優先から、生活密着型の公共事業へ

県下でも橋脚や道路などインフラ（社会基盤）が寿命を迎えつつある下で新規建設を抑制し、維持・更新事業へ転換することは、待ったなしとなっている。ところが安倍政権は、アベノミクス「三本の矢」のひとつとして、公共事業による財政出動を経済対策・景気対策と位置づけ、高速道路や巨大港湾など新規の大型開発事業に「国土強靱化」と称して、10年間に200兆円もの投資をしようとしており、県も「高速道路空白地帯の解消」などと、なお大型公共事業に偏重している。社会基盤整備プログラムの見直しに当たっては、高規格道路、空港、ダムなど、大型公共事業の大幅な削減と、住民生活密着型の公共事業へ転換し、中小企業への発注を増やすことが求められている。

1. 東海、東南海、南海地震等に備える「津波防災インフラ整備5ヵ年計画」の実施に当たっては、住民への説明を丁寧に行い、県民の意見を広く反映したものとする。その際、計画に伴う資料及び予算規模等を含めて公開すること。防潮門扉等の電動化、遠隔操作化をすすめること。
2. 公契約条例を制定し、県発注工事については、県内建設業者への発注をさらに増やし、適正価格により、末端の下請け業者、建設労働者にいたるまで、営業と生活が保障される内容に改革すること。
3. 住宅リフォーム助成制度の創設、耐震化補助制度の拡充、バリアフリー化の推進など、中小建設業者の仕事を増やすこと。
4. 「ひょうごインフラメンテナンス10ヵ年計画」などの老朽化対策にあたっては、橋梁などの点検の際の専門家不足や、新規建設と同じ基準単価では、採算がとれないため事業所が補修工事に参入できない等の問題点も指摘されている。専門家の育成などで体制を確保し、補修単価の引き上げ等を行うこと。
5. 財政難の最大の原因となっている高速道路を中心とした6基幹軸優先の道路政策を転換し、通学路の安全対策や生活道路の改修など住民生活に身近な道路政策に改めること。

建設中の東播磨南北道路、新名神高速道路を含め、名神湾岸連絡道路、大阪湾岸線西神戸、播磨臨海地域道路、紀淡海峡連絡道路など不要不急の道路計画を見直すこと。

また、西宮北有料道路無料化のさらなる前倒しを検討すること。

## 6. 空港事業について

- ① 神戸空港及び関西国際空港 2 期に対する県の補助金や出資をやめること。関西国際空港と神戸空港を結ぶ「海底トンネル構想」は、計画を中止すること。
- ② 大阪国際空港の安全・環境対策について、国の責任でこれまでの裁判結果や存続協定などを踏まえ、環境基準の達成にむけて、運用制限と発着枠を厳守すること。また、夜間離発着は、騒音による住民の犠牲と被害を拡大するものであり、住民合意なしにすすめないこと。関西国際空港との経営統合について、関西国際空港が負債を抱えた原因と責任の所在を明確にし、負債の解決方法を検討し、国が直接管理・運営する空港として債務の解消を図ること。
- ③ 但馬空港については、毎年 6 億円以上の県の財政支出に加えて、但馬地域の各市町も多額の負担を強いられている。今後の需要拡大の見通しもない中で、空港のあり方について抜本的に見直すこと。「但馬空港フェスティバル」に自衛隊戦闘機の参加を求めないこと。

7. 神戸電鉄粟生線については、住民の足・公共交通を守るため、路線存続のための支援を継続し、運転本数などを利用者のサービス向上になるよう働きかけること。

8. 神戸電鉄の死亡事故に対しては、踏切施設等の安全点検と再発防止対策を、早急に実施するよう強く働きかけること。

## 9. 武庫川水系河川整備計画とダムについて

- ① 今後 20 年間、ダムに頼らない総合的な治水計画がつくられたが、その後においても、武庫川流域のダム計画はきっぱりと中止すること。
- ② 河床掘削や堤防補強など、武庫川の安全対策は十分にすすめること。その際、住民合意を重視すること。
- ③ 総合治水対策のなかで、将来の分担量目標が極めて低く設定されている流域対策の目

標を引き上げ、抜本的に強化すること。

- ④ 天然鮎の遡上できる川に再生するための対策をすすめること。

#### 10. 河川整備・ダム事業について

- ① 西紀ダムや金出地ダムなどの建設は、いずれも流域全体の総合治水の検討が不十分であり、見直し・中止すること。
- ② 河川整備については、下流からの改修だけにこだわらず、堤防の補強や危険箇所の改修を優先して安全を守ること。また、生態系の保全など、環境を守る事業も重視すること。
- ③ 毎年被害が増加している記録的豪雨対策について、調査・研究を進め、調整池や下水対策など予算を大幅に増やすこと。

#### 11. 県営住宅について

- ① 安全で低廉な家賃の県営住宅の建設はさらに必要度を増している。県営住宅の立替え戸数の削減計画を見直し、新規の県営住宅の建設や民間住宅借り上げ県営住宅の対策も含め、県の住宅対策を拡充すること。
- ② 家賃減免制度を拡充すること。
- ③ 一般会計の繰り入れにより、外壁補修などの計画補修、空家補修等の予算を大幅に増やし、部分補修や改築、エレベーターの設置など計画を立て、積極的におこなうこと。
- ④ 民間指定管理者による管理運営は、入居者の福祉的対応がなされないなど、住民サービスが低下している。県が管理運営に責任を持つようにし、指定管理制度をやめること。
- ⑤ 入居者が低所得者であることを配慮し、高すぎる駐車料金にしないこと。また、駐車場を自主管理している団地については、十分に話し合いを行うこと。
- ⑥ 介護や在宅療養が必要な入居者について、居住面積などを配慮すること。
- ⑦ 条例委任された入居者の収入基準を、現行より厳しくしないこと。
- ⑧ 公営住宅の入居承継基準をもとに戻すこと。

#### 12. 企業庁の事業について

- ① 地域整備事業の新会計制度については、事業ごとに過年度も含めて収支、資産負債状況、事業内容がわかる会計制度に早急に改めること。

② 安すぎる工業用水料金を改定し、大幅に値上げすること。高い県水の市町への押し付けをやめること。

③ (株) 夢舞台事業を抜本的に見直すこと。天下り役員ポストをなくすこと。

1 3. 国の直轄事業負担金の全廃を国に強く求めること。

## 第10．地球温暖化対策をすすめ、豊かな自然と緑を守るために

- 1．成臨興業などの加西市における10tダンプ2400台も不法投棄に対して、行政処分をしない兵庫県の産廃行政は、兵庫県内の不法投棄を温存し拡大する要因となるものである。国の行政処分指針を基本に、行政処分を厳然と行い、不法投棄の未然防止に努める産廃行政に転換すること。
- 2．成臨興業の宮が谷処分場の区域外開発の森林法違反行為は、平成6年ごろからの長期にわたる悪質なものであり、行政指導ですませる兵庫県の対応は、再犯防止にならない。警察への告発もふくめ、厳しく行政処分を課すこと。
- 3．夢前町の自然と安全な生活環境を守ろうと、約13万人が夢前町産廃処分場建設に反対する署名を行い、さらに広がっている。不法投棄等違法行為を繰り返している事業者とその関係者による、夢前町産廃処分場建設計画をやめさせること
- 4．地球温暖化対策を実効あるものにするため、事業所ごとに温室効果ガス排出量の削減目標と排出量を公開することや総量削減を義務付けること。今年6月に策定された「兵庫県地球温暖化対策方針」を見直すこと。
- 5．絶滅が危惧されている県下の動植物の保護・保全や、生態系の維持にとって重要な指標種の保護に積極的に取り組むこと。
- 6．石綿（アスベスト）被害対策について
  - ① 認定基準を緩和するなど、すべての被害者、家族に、より充実した補償と救済を行うよう国に要望すること。
  - ② 民間建築物にかかるアスベスト除去費用に対する補助制度を県としてつくること。
- 7．PCBの処理は、使用者が行うことになっているため、中小企業では処理費用が大きな負担となっていることから、中小企業へ費用助成をするなど安全な処理を行う対策をとること。保管状況の監視・指導を強化すること。

8. PM2.5対策については、測定体制を強化し、自動車排ガス規制の強化や環境・製品アセスメントの強化を国に求めること。

## 第11. すべての子どもの命、成長発達を支える教育への転換を

教育予算の増額や、教育の無償化・負担の軽減、行き過ぎた競争教育からの脱却、“上からの統制”をやめて、子どもの権利を保障する立場から、教育を立て直すことが求められている。

1. 大阪市で教師の体罰により男子高校生が自殺に追い込まれた痛ましい事件から8か月。肉体的な苦痛や恐怖で子どもを服従させることは、成長途上の子どもたちの心と体に複雑で深い傷を残すものであり、教育の場で絶対にあってはならないことである。兵庫県も含めいまだに少なくない学校で教員による体罰・暴力があることは、日本の教育の重大な欠陥である。体罰根絶のための研修、取り組みを繰り返し行い、教育現場での体罰を一掃すること。

2. 「いじめ自殺」が後を絶たず、社会に衝撃を与えている。「いじめ」はいかなる形をとろうとも人権侵害、暴力であり、絶対に許されるものではない。目の前の「いじめ」から、子どもたちのかけがえのない命、心身を守り抜くこと、なぜ「いじめ」がここまで深刻になったのかを分析し、その要因をなくすことに正面から取り組む必要がある。以下を対策として求める。

- ① 学校現場で。いじめの対応を絶対に後回しにしない、いじめの兆候があれば様子見せずただちに全教職員、保護者に知らせ連携する、子どもの自主的活動の比重を高めいじめを止める人間関係をつくる、被害者の安全を確保したうえで加害者にはやめるまで対応する、被害者・家族の知る権利を尊重する。
- ② いじめ・不登校を多発・深刻化させている受験競争など過度の競争と管理の教育をあらため、子どもの声をききとり、子どもを人間として大切にする学校をつくること。子どもの権利条約の普及に努めること。
- ③ 教員の多忙化は、子どもたちと接する時間や授業の準備をする時間を奪っている。共同して問題解決にあたる教師集団作りのために、教員の多忙化解消を図り、教員評価制度をやめること。

3. 教育費の負担軽減・無償化をすすめること

- ① 義務教育は、無償が原則である。しかし、無償の対象は、授業料や教科書代などに限られ制服代、修学旅行費の積立などの負担が家計を圧迫している。義務教育に相応しく家計負担の解消を求めること。また、就学援助の国庫負担制度を元に戻し、対象や支給額を拡充するよう国に求めること。学校給食費の無償化を目指し、当面、必要な免除措置をすすめること。
- ② 父母や教職員らの長年の運動を受けて2010年4月に始まった公立高校無償化に対し、所得制限が導入されようとしている。生徒たちの間に分断を持ち込み、「社会全体で学びを支える」という教育無償化の理念に真っ向から逆らうものであり、後退は許されない。所得制限導入を撤回するよう国に求めること。
- ③ 通学費、教科書、教材、制服、修学旅行、部活動などへの支援のため、公立・私学を問わず、県として給付制奨学金制度をつくること。
- ④ 私立高校の実質無償をめざし、政府の所得制限導入案の撤回を求め、授業料補助単価の引き上げ、国の「高校生就学支援基金」を入学金等にも拡大し、恒久化を国に求めること。県外通学者についても県内と同額とし、専門学校・外国人学校にも適用すること。私学経常費補助については、国庫補助制度を堅持し、拡充を図るよう国に求めること。県としても拡充すること。

#### 4. 教育条件の整備をすすめること

- ① 30人以下学級・少人数学級は、世界のすう勢であり、国民のつよい要求である。国に対し、30人以下学級をすみやかに実現するよう求めること。また、義務教育の国庫負担を元の2分の1に戻すよう強く求めること。また、この施策は、若者の雇用をふやし、地域の景気対策としても有効である。県としても義務教育はもとより、高校教育でも30人学級を早期に実現すること。当面、小学校4年生でとまったままの35人学級について、中学3年生までひろげること。
- ② 安全で豊かな完全給食を全ての小・中・特別支援学校で実施し、学校給食を柱とする食育を推進すること。未実施の中学校での給食導入に県の補助制度をつくるとともに、「全員喫食」を基本とした「実施計画」とするよう市町に強くはたらきかけること。また、すでに給食を実施している市町に対する運営費補助制度を創設すること。
- ③ 阪神淡路大震災を経験した兵庫県での公立学校の耐震化の予算を大幅に引き上げ、早

急に耐震化をすすめること。

- ④ 普通教室のエアコンの設置予算を増やし、計画を前倒し、すすめること。
- ⑤ 中学校の武道必修化にともない柔道の事故が心配されている。指導体制がない中で、すすめないこと。

## 5. 障害児教育をもっとゆたかにすること

- ① 特別支援学校や特別支援学級に在籍する子どもたちが急増している。第二次「推進計画」検討委員会のもとで検討が進められているが、「分教室」の設置など安易な対策でなく新たな施設整備を含め早急に改善すること。特に急がれる阪神間、神戸市内、但馬北西部に知的障害特別支援学校の新設を行い、過大・過密・長時間通学を解消すること。
- ② 特別支援学級を大幅に増設・充実し、一クラス6人以下の少人数にし、一人ひとりに応じて丁寧に対応ができるようにすること。
- ③ すべての学校に通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること。
- ④ 安全な通学を保障するため、スクールバスの増車とともに、添乗は民間委託せず公的な介助員を配置すること。

## 6. 競争とふるいわけの教育をあらためること

- ① 現行の16通学区を5学区に統合し、全学区で複数志願選抜を実施、自由学区を市町単位の双方向受験に拡大する基本方針が決定され2015年度から実施されようとしている。通学区域の拡大による通学費や通学時間等の負担だけでなく、競争の激化や、高校のさらなる「序列化」が指摘されてきたが、教育長OBらの「進路選択支援機構」の中学生統一模試の実施は、この懸念を裏付けるものである。学区の統合を中止すること。
- ② 通学区域拡大と第二次高校改革実施計画の評価・検証を行う「県立高校長期構想検討委員会」も設置されたが、非公開となっている。住民の傍聴・発言を認めるなど、公開すること。
- ③ 全国いっせい学力テストを廃止するよう国に求めること。
- ④ トライやるウィークで自衛隊での職場体験はやめること。自衛隊はいざとなれば他人に銃を向けることを任務の一つとしており、学校からの職場体験にはふさわしくない。教育の役割は自衛隊に賛成・反対のどちらの立場も押し付けるのではなく、自衛隊の成

り立ちや歴史認識などを深めることで子どもたちが自主的に判断できるようにすることにある。

- ⑤ 公的・民間を問わずスポーツ施設において障害者の利用を保障すること。

## 7. 教育の自由と自主性を保障し、子どもの豊かな成長をささえること

- ① すべての子どもに基礎的な学力を保障することを学校教育の基本的な任務として重視すること。暗記ではない自然や社会のしくみがわかる知育、市民道德の教育、体育、情操教育などバランスのとれた教育をおこなうこと。
- ② 市民道德の教育を、憲法にもとづき、基本的人権の尊重を中心にすえ、子どもたちが自らモラルを形成できるようにすること。子どもの納得を無視して「規範意識」を叩き込むようなやりかたは、反人間的・反道德的なものであり強制はやめること。
- ③ 教育振興基本計画については、「愛国心」の押し付けなど、教育の内容に介入するのではなく、行政は教育条件や教育環境の整備を責任もっておこなうこと。

## 8. 教職員の条件整備

- ① 定数内の臨時講師や非常勤教師など非正規の教師が増大している。そのため教育条件を不安定にし、官製ワーキングプアで劣悪な処遇となっている。早急な定数改善を国にもとめ、県としてもただちに正規化への取り組みをすすめること。
- ② 教師間の連携・協力を妨げ、教師の管理統制を目的とした主幹教諭制度をやめること。また教員免許更新制を廃止するよう国に求めること。

## 第 1 2. 芸術・文化活動を支え、スポーツ振興を基本にする県政に転換を

文化・スポーツの振興のため、県民が日常的に文化・芸術・スポーツを楽しめる労働環境づくりや低廉で利用できる国や県の支援がいそがれている。

1. 「スポーツは国民の権利」という基本理念を明確に位置付けたスポーツ基本法がこの 8 月 24 日から施行された。その理念にもとづいて、推進施策を実行するのは、「国」と「地方公共団体」の責務であると規定されている。現在検討されている「県推進計画」にもとづき、「身近なスポーツ施設の整備計画」と「指導員等の施設への配置計画」をすすめること。
2. 「文化・芸術振興基本条例」を制定し、文化・芸術の活動を保障し、支援すること。また、優れた芸術文化を享受できるように、鑑賞活動への支援をおこなうこと。
3. 県下の歴史的・文化的遺産の調査・保存をすすめること。
4. 文化・スポーツ施設は、低廉で使いやすい施設とすること。高齢者や障害者に配慮したバリアフリー化をすすめること。

## 第13．警察行政について

県民の安心・安全を保障すべき県警察への市民警察としての役割は強まっている。一方、捜査情報の漏えいの原因と再発防止策の徹底、尼崎連続殺害事件にいたる経過における警察対応の反省と検証など、県民の信頼を得るための警察刷新を進めることが求められている。

1. 教育委員会や県土整備部と共同しておこなった「通学路緊急合同点検結果」にもとづき、信号機の設置などの予算を増やし、事業を早急にすすめること。
2. 自白偏重捜査による誤認逮捕をなくすため、捜査の全体を可視化すること。また、冤罪の温床となっている「代用監獄」をやめ、被疑者・被告人は法務省が管理する拘置所に収容するように取り組みをすすめること。
3. 大麻問題や覚せい剤、MDMA、脱法ハーブなどの薬物対策を強化すること。
4. 山口組など暴力団への徹底取り締まり・捜査を行い、銃器犯罪の取り締まりを強化すること。また、暴力団排除条例の運用については、県民に対し、相互監視、プライバシーの権利の侵害につながらないようにすること。
5. あとを絶たないヤミ金・振り込め詐欺や・架空請求など経済事犯や増え続ける児童虐待、ストーカー犯罪など、生活安全に関わる対策を人的体制も含め充実、強化すること。
6. 警備警察偏重から市民生活の安全を守る本来の警察行政にたちかえり、地域警察官の比率を高め、要望の強い地域での交番の設置をすすめること。公安委員会の独立した事務局の設置や、委員の住民推薦・公選制の導入などの改革をすすめること。
7. 産業廃棄物などの不法投棄の事案については、行政指導とよく連携し、法にもとづき、捜査や取り締まりを徹底すること。

8. 憲法で保障された「言論の自由」を侵害するような、選挙活動への介入やビラ配布・署名活動に対する干渉・妨害行為は、やめること。